

彦根市屋外広告物に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県屋外広告物条例(昭和49年滋賀県条例第51号。以下「県条例」という。)に規定された滋賀県知事(以下「知事」という。)が行う事務のうち、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)第2条の規定により、彦根市が処理する事務について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、県条例で使用する用語の例による。

(適用除外の基準)

第3条 県条例第8条第1項第5号、第6号および第8号ならびに同条第2項第1号、第2号および第8号に規定する規則で定める基準は、滋賀県屋外広告物条例施行規則(昭和49年滋賀県規則第60号。以下「県規則」という。)第3条の例によるものとする。

(国または地方公共団体の通知)

第4条 県条例第8条第4項の規定による通知は、屋外広告物通知書(別記様式第1号)によるものとする。

2 前項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が添付を要しないと認めたものについては、この限りでない。

(1) 表示し、または設置する場所を示す地図(縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示し、または設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)

(2) 色彩および意匠を明らかにした図面

(3) 形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面

(4) 土地または建築物等との関係を明らかにした配置図

(5) 周囲の状況が分かるカラー写真

(公共的団体の届出)

第5条 県条例第8条第5項の規定による届出は、屋外広告物届出書(別記様式第2号)によるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の届出書について準用する。

(許可の申請)

第6条 県条例第10条の規定による申請書は、屋外広告物許可申請書(別記様式第3号)とする。

2 第4条第2項の規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、「書類」とあるのは、「書類および申請に係る掲出物件の管理者が県条例第10条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当するものであることを証する書面」と読み替えるものとする。

(許可期間)

第7条 県条例第11条の規定による許可期間は、県規則別表第1のとおりとする。

(許可の基準)

第8条 県条例第12条の規定による許可の基準は、県規則別表第2のとおりとする。

(住所氏名変更届)

第9条 県条例第13条の規定による届出は、住所氏名変更届出書(別記様式第4号)によるものとする。

2 前項の届出書には、当該届出が県条例第10条第2項の規定の適用を受ける管理者の変更に係るものである場合にあっては、当該変更後の管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。

(許可表示)

第10条 県条例第14条第2項に規定する許可証票は、屋外広告物許可証票(別記様式第5号)とする。

2 県条例第14条第3項に規定する許可印は、屋外広告物許可印(別記様式第5号)とする。

(変更または継続の許可申請)

第11条 県条例第15条第1項の規定による変更の許可の申請は、屋外広告物変更許可申請書(別記様式第3号)によるものとする。

2 前項の申請書には、第4条第2項第1号に規定する書類のほか、変更に係る同項第2号から第5号までに掲げる書類および変更により新たに掲出物件の管理者が県条例第10条第2項の規定の適用を受けることとなる場合にあっては、当該管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。

3 県条例第15条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な改装または改造は、次のとおりとする。

(1) 広告物または掲出物件の塗替え(色彩および意匠を変更しないものに限る。)、補強、修繕その他許可広告物等の管理上必要な行為

(2) 広告物または掲出物件の規模の縮小で、色彩、意匠、形状、材料および構造を大幅に変更しないもの

- (3) 掲示板その他はり紙等の定期的な掲出を目的とする掲出物件に掲出するはり紙等のはり替え
- (4) 許可を受けた掲出物件に店舗、劇場その他の常設興行場等の営業または催事の内容を表示する広告物の定期的な取替えまたは書換えで、表示者および管理者の変更ならびに表示面積の拡大がないもの

- 4 県条例第 15 条第 2 項の規定による継続の許可の申請は、屋外広告物継続許可申請書(別記様式第 3 号)によるものとする。
- 5 前項の申請書には、第 4 条第 2 項第 1 号に規定する書類および当該申請に係る広告物または掲出物件のカラー写真ならびに当該申請が広告板もしくは広告塔(ネオン類照明広告物を含む。以下同じ。)、アーチ広告物または広告幕を掲出する物件に係るものである場合にあっては、屋外広告物安全点検調書(別記様式第 6 号)を添付しなければならない。
- 6 前項の屋外広告物安全点検調書は、県条例第 10 条第 1 項第 2 号に規定する管理者が作成したものでなければならない。

(除却届)

- 第 12 条 県条例第 17 条第 2 項の規定による届出は、屋外広告物除却届出書(別記様式第 7 号)によるものとする。
- 2 前項の届出書には、当該届出に係る広告物または掲出物件の除却後の現況写真を添付しなければならない。

(保管広告物等の売却手続)

- 第 13 条 市長は、県条例第 20 条の 3 第 3 項本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日前までに、当該保管広告物等の種類、数量その他必要な事項を公示しなければならない。
- 2 市長は、県条例第 20 条の 3 第 3 項本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、原則として 3 人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該保管広告物等の種類、数量その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。
- 3 市長は、県条例第 20 条の 3 第 3 項ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、当該保管広告物等の種類、数量その他必要な事項を示して、原則として 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(受領書)

- 第 14 条 県条例第 20 条の 4 の規定による受領書は、保管広告物等受領書(別記様式第 8 号)とする。

(身分証明書)

第 15 条 条例第 21 条第 2 項の規定による身分証明書は、立入検査員身分証明書(別記様式第 9 号)とする。

付 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。